

満刺加の楽系麻拿より琉球国王あて、交趾で遭難した琉球人を救出し、来船に託して送還するむねの書簡

(一四八〇、三、二)

満刺加の楽系麻拿、琉球国王殿下に拝奉す。

拜知し聞得するに、宝船一隻、交趾に打在し失水し交趾人と相い殺す。聞得して楽作麻拿、使を差わし小船一隻にて占城の地面に前往せしむ。根尋し得着するに、止だ人口二名有るのみ。其の日久しからずして一名病故す。今、琉球国王の差来せる使臣・通事の鄭路等、国に到り売買し平安に本国に回還する有り。円より楽作麻拿、満刺加の奴婢為れば、也是れ琉球国王脚下の奴婢なり。此くの如く所有の人口一名もて代りて字みて我が王殿下に奉来すれば、乞う、腰刀一把・榜身一個・馬鞍一付を賜わんことを。奴婢の所用を来らしめ、奴婢の此に在るを顕見するを乞う。年々宝船来往すれば酬保を相い増さん。煩わくは、奴婢の永遠の心を念わんことを。

国王万々歳

成化十六年(一四八〇)三月初二日 楽作麻拿 拜

注(一) 楽系麻拿 本文中の楽作麻拿、「三九一五」の楽系麻拿、

いづれもラクサマナ Laksamanaの音訳表記である。十五世紀

後半にマラッカ王国の武官として設けられた世襲で終身の官

職。次第に重職となり、海軍長官で同時に国王の補佐代行も務めるようになった(トメ・ピレス『東方諸国記』訳注、四四六頁。和田久徳「マラッカ国諸王の在位年代」『お茶の水女子大学人文科学紀要』二九、同「マラッカ王国のラクサマナ」『国学院雑誌』七七三、一九七六年、同「トメ・ピレスの記述するマラッカ国の官職」山本達郎編『東南アジアにおける権力構造の史的考察』竹内書店、一九六九年)。

(2) 宝船一隻…失水し交趾人と相い殺す 『明実録』成化十四年三月戊子の条に、あるいは関連の記事かと思われる安南国王の上奏がある。

(3) 交趾 このころはヴェトナム中部地方をさす(岩生成一『南洋日本町の研究』岩波書店、一九六六年、二〇頁)。

(4) 占城 占城は通常チャンパー王国の表記として用いられるが、ここでは国名ではなく、交趾のやや南、ヴァレラ岬近辺をさすか。一四七一年以降、チャンパー王国の首都ヴィジャヤを含むヴァレラ岬以北は黎朝に支配されていた(シオルジュ・セデス著、辛島昇・内田晶子・桜井由躬雄訳『インドシナ文明史』みすず書房、一九六九年、二五七頁。和田久徳「東南アジアの社会と国家の変貌」『岩波講座世界歴史』一三、一九七一年、四四五頁)。

(5) 我が王殿下 琉球国王をさす。

(6) 榜身 不明であるが、榜には、ゆだめ(弓の弾力を強くするために弓幹を調整するための道具)、また笞(むち)の意味がある。

(7) 奴婢の所用を…乞う 私の欲しいものを下さい、私にここに

居るのをお忘れなく、の意。

1-39-11

暹羅国王より琉球国王あて、火事で船を失った琉球人を帰国させる暹羅船が琉球近海で難破し、その乗員の送還をうけたことに謝し、使者を送って返礼するむねの咨

(一四八〇、三、二三)

暹羅国王、謹んで琉球国王殿下に咨回す。

恭しく惟うに天を体して道を行い、善を以て民を牧すれば盛徳は孤ならず、仁<sup>①</sup>親もて宝と為す。曩古より今に至るまで両国財を通ずるの美あり。邇<sup>②</sup>きに至り遐<sup>③</sup>きを歴て有<sup>④</sup>を賈<sup>⑤</sup>い無<sup>⑥</sup>を易<sup>⑦</sup>うるの交あり。常に遣使して来り、絡繹<sup>⑧</sup>として絶えず。況<sup>⑨</sup>に前歲、使臣澹馬巴等を差<sup>⑩</sup>わして来到するも、不幸にして船財<sup>⑪</sup>の殃<sup>⑫</sup>を被<sup>⑬</sup>るは皆是れ命なり。新たに舟航一隻を措<sup>⑭</sup>して、専ら正使奈閔英謝替・副使奈曾謝替・通事奈榮等を差<sup>⑮</sup>わし、方物を装載し、正副使等を伴送して貴国に回還せしむるに、舟行して將<sup>⑯</sup>に近からんとするに、又風水に遭<sup>⑰</sup>いて船は洋中に溺し人亡びて財散ず。近<sup>⑱</sup>ごろ咨の来るを蒙<sup>⑲</sup>りて方<sup>⑳</sup>めて其の事を知る。此れ乃ち天の降せる禍なり。番衆の逃命<sup>㉑</sup>して存する者有<sup>㉒</sup>る或<sup>㉓</sup>り。咸<sup>㉔</sup>く発揮<sup>㉕</sup>に頼<sup>㉖</sup>りて回来するは実に憐恤<sup>㉗</sup>と為す。使臣泰刺・通事紅錦<sup>㉘</sup>等を差<sup>㉙</sup>わし咨<sup>㉚</sup>を持して厚礼<sup>㉛</sup>するを蒙<sup>㉜</sup>れば、數に依り収めて訖<sup>㉝</sup>る。之を回<sup>㉞</sup>さんとするも及ばず、之を

受くるも愧<sup>㉟</sup>有り。今、護送の奈納を差<sup>㊱</sup>わし番梢三名を帶領し、咨<sup>㊲</sup>を撃<sup>㊳</sup>して礼を齎<sup>㊴</sup>し、来使に随同して前来し貴国に回らしむ。伏して乞<sup>㊵</sup>う、海涵<sup>㊶</sup>して允納<sup>㊷</sup>せよ。以て猷<sup>㊸</sup>芹の意を表す。伴送の来使は、望<sup>㊹</sup>むらくは早<sup>㊺</sup>やかに本国に回るを賜<sup>㊻</sup>わんことを。須<sup>㊼</sup>らく咨に至るべき者なり。

今、礼物を開<sup>㊽</sup>す 蘇木三千斤 紅布一十四

回奉の礼物 蘇木二万斤

右、琉球国王に咨す

成化十六年(一四八〇)三月二十三日

注\*(三九一一)(三九一二)(三九一三)(三九一四)(三九一六)(三九一七)の各文書に記された琉球・暹羅間の往復を文書の内容から年代順に略述すれば以下のようである(なお年月日の記載のない(三九一四)は(三九一一)の前にあるべき文書で、成化十五年春の発信と思われる)。

成化十三年の冬に暹羅へ向かった正使澹馬巴等の琉球船は火災により失われた(三九一四)(三九一一)(三九一二)。このため暹羅側は船一隻を工面し、正使奈閔英謝替等を遣わして澹馬巴等を琉球へ送ろうとした。しかし風の便が悪く暹羅へいったん戻り、次の冬(成化十四年)の間とどまって船を修理した。成化十五年春にこの船が出発しようとするとき、琉球から正使倪実・通事鄭珞等の船が到着したので、以上のことを知らせ、また暹羅国の正使奈閔英謝替の派遣を告げて、書簡(三九一四)を倪実・鄭珞等に託した。成化十五年春に出発したこの暹羅船は琉球付近